

新 旧 対 照 表

別紙

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前																																																												
<p>1 提出できる法定資料の種類 光ディスク及び磁気ディスクにより提出できる法定資料は、次の<u>57</u>種類とする。</p> <p>(1)～(49) (省 略)</p> <p>(50) <u>上場株式等の配当等の支払を受ける大口の個人株主に関する報告書</u></p> <p>(51) 上場証券投資信託等の償還金等の支払調書</p> <p>(52) 特定新株予約権の付与に関する調書</p> <p>(53) 特定株式等の異動状況に関する調書</p> <p>(54) 特定口座年間取引報告書</p> <p>(55) 非課税口座年間取引報告書・未成年者口座年間取引報告書</p> <p>(56) 国外送金等調書</p> <p>(57) 国外証券移管等調書</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 ファイルの仕様 ファイル名は、法定資料の種類ごとに、次の表に掲げるとおり記録する。</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3) 租税特別措置法に規定する法定資料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffff00;">法定資料の名称</th> <th style="background-color: #ffff00;">参考法令</th> <th style="background-color: #ffff00;">ファイル名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(50) <u>上場株式等の配当等の支払を受ける大口の個人株主に関する報告書</u></td> <td>措置法施行規則・別表四</td> <td>389dat**.txt</td> </tr> <tr> <td>(51) <u>上場証券投資信託等の償還金等の支払調書</u></td> <td>措置法施行規則・別表五</td> <td>364dat**.txt</td> </tr> <tr> <td>(52) <u>特定新株予約権の付与に関する調書</u></td> <td>措置法施行規則・別表六(一)</td> <td>342dat**.txt</td> </tr> <tr> <td>(53) <u>特定株式等の異動状況に関する調書</u></td> <td>措置法施行規則・別表六(二)</td> <td>343dat**.txt</td> </tr> <tr> <td>(54) <u>特定口座年間取引報告書</u></td> <td>措置法施行規則・別表七(一)</td> <td>385dat**.txt</td> </tr> <tr> <td>(55) <u>非課税口座年間取引報告書・未成年者口座年間取引報告書</u></td> <td>措置法施行規則・別表七(三)</td> <td>387dat**.txt</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律に規定する法定資料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffff00;">法定資料の名称</th> <th style="background-color: #ffff00;">参考法令</th> <th style="background-color: #ffff00;">ファイル名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(56) <u>国外送金等調書</u></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>350dat**.txt</td> </tr> <tr> <td>(57) <u>国外証券移管等調書</u></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>373dat**.txt</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 ファイル名の一部にある「**」には、支払調書ごとのファイル数により、「01」～「99」を記録する。 <例>「給与所得の源泉徴収票」を2枚のCDに分けて提出する場合 ・ 1枚目のCDに格納するファイル名……「375dat01.txt」 ・ 2枚目のCDに格納するファイル名……「375dat02.txt」</p> <p>(注) 2 1枚の光ディスク等で複数の種類の法定資料を提出しても差し支えない。 ただし、ファイル名は前記3(1)に準じて、それぞれの法定資料ごとに記録する。</p> <p>4 レコードの内容及び記録要領 レコードの内容及び記録要領は、P10～P92のとおり。</p>	法定資料の名称	参考法令	ファイル名	(50) <u>上場株式等の配当等の支払を受ける大口の個人株主に関する報告書</u>	措置法施行規則・別表四	389dat**.txt	(51) <u>上場証券投資信託等の償還金等の支払調書</u>	措置法施行規則・別表五	364dat**.txt	(52) <u>特定新株予約権の付与に関する調書</u>	措置法施行規則・別表六(一)	342dat**.txt	(53) <u>特定株式等の異動状況に関する調書</u>	措置法施行規則・別表六(二)	343dat**.txt	(54) <u>特定口座年間取引報告書</u>	措置法施行規則・別表七(一)	385dat**.txt	(55) <u>非課税口座年間取引報告書・未成年者口座年間取引報告書</u>	措置法施行規則・別表七(三)	387dat**.txt	法定資料の名称	参考法令	ファイル名	(56) <u>国外送金等調書</u>	/	350dat**.txt	(57) <u>国外証券移管等調書</u>	/	373dat**.txt	<p>1 提出できる法定資料の種類 光ディスク及び磁気ディスクにより提出できる法定資料は、次の<u>56</u>種類とする。</p> <p>(1)～(49) (同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p>(50) 上場証券投資信託等の償還金等の支払調書</p> <p>(51) 特定新株予約権の付与に関する調書</p> <p>(52) 特定株式等の異動状況に関する調書</p> <p>(53) 特定口座年間取引報告書</p> <p>(54) 非課税口座年間取引報告書・未成年者口座年間取引報告書</p> <p>(55) 国外送金等調書</p> <p>(56) 国外証券移管等調書</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 ファイルの仕様 ファイル名は、法定資料の種類ごとに、次の表に掲げるとおり記録する。</p> <p>(1)～(2) (同 左)</p> <p>(3) 租税特別措置法に規定する法定資料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffff00;">法定資料の名称</th> <th style="background-color: #ffff00;">参考法令</th> <th style="background-color: #ffff00;">ファイル名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(新 設)</td> </tr> <tr> <td>(50) 上場証券投資信託等の償還金等の支払調書</td> <td>措置法施行規則・別表四</td> <td>364dat**.txt</td> </tr> <tr> <td>(51) 特定新株予約権の付与に関する調書</td> <td>措置法施行規則・別表六(一)</td> <td>342dat**.txt</td> </tr> <tr> <td>(52) 特定株式等の異動状況に関する調書</td> <td>措置法施行規則・別表六(二)</td> <td>343dat**.txt</td> </tr> <tr> <td>(53) 特定口座年間取引報告書</td> <td>措置法施行規則・別表七(一)</td> <td>385dat**.txt</td> </tr> <tr> <td>(54) 非課税口座年間取引報告書・未成年者口座年間取引報告書</td> <td>措置法施行規則・別表七(三)</td> <td>387dat**.txt</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律に規定する法定資料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffff00;">法定資料の名称</th> <th style="background-color: #ffff00;">参考法令</th> <th style="background-color: #ffff00;">ファイル名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(55) <u>国外送金等調書</u></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>350dat**.txt</td> </tr> <tr> <td>(56) <u>国外証券移管等調書</u></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>373dat**.txt</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 ファイル名の一部にある「**」には、支払調書ごとのファイル数により、「01」～「99」を記録する。 <例>「給与所得の源泉徴収票」を2枚のFDに分けて提出する場合 ・ 1枚目のFDに格納するファイル名……「375dat01.txt」 ・ 2枚目のFDに格納するファイル名……「375dat02.txt」</p> <p>(注) 2 1枚の光ディスク等で複数の種類の法定資料を提出しても差し支えない。 ただし、ファイル名は前記3(1)に準じて、それぞれの法定資料ごとに記録する。</p> <p>4 レコードの内容及び記録要領 レコードの内容及び記録要領は、P10～P91のとおり。</p>	法定資料の名称	参考法令	ファイル名	(新 設)			(50) 上場証券投資信託等の償還金等の支払調書	措置法施行規則・別表四	364dat**.txt	(51) 特定新株予約権の付与に関する調書	措置法施行規則・別表六(一)	342dat**.txt	(52) 特定株式等の異動状況に関する調書	措置法施行規則・別表六(二)	343dat**.txt	(53) 特定口座年間取引報告書	措置法施行規則・別表七(一)	385dat**.txt	(54) 非課税口座年間取引報告書・未成年者口座年間取引報告書	措置法施行規則・別表七(三)	387dat**.txt	法定資料の名称	参考法令	ファイル名	(55) <u>国外送金等調書</u>	/	350dat**.txt	(56) <u>国外証券移管等調書</u>	/	373dat**.txt
法定資料の名称	参考法令	ファイル名																																																											
(50) <u>上場株式等の配当等の支払を受ける大口の個人株主に関する報告書</u>	措置法施行規則・別表四	389dat**.txt																																																											
(51) <u>上場証券投資信託等の償還金等の支払調書</u>	措置法施行規則・別表五	364dat**.txt																																																											
(52) <u>特定新株予約権の付与に関する調書</u>	措置法施行規則・別表六(一)	342dat**.txt																																																											
(53) <u>特定株式等の異動状況に関する調書</u>	措置法施行規則・別表六(二)	343dat**.txt																																																											
(54) <u>特定口座年間取引報告書</u>	措置法施行規則・別表七(一)	385dat**.txt																																																											
(55) <u>非課税口座年間取引報告書・未成年者口座年間取引報告書</u>	措置法施行規則・別表七(三)	387dat**.txt																																																											
法定資料の名称	参考法令	ファイル名																																																											
(56) <u>国外送金等調書</u>	/	350dat**.txt																																																											
(57) <u>国外証券移管等調書</u>	/	373dat**.txt																																																											
法定資料の名称	参考法令	ファイル名																																																											
(新 設)																																																													
(50) 上場証券投資信託等の償還金等の支払調書	措置法施行規則・別表四	364dat**.txt																																																											
(51) 特定新株予約権の付与に関する調書	措置法施行規則・別表六(一)	342dat**.txt																																																											
(52) 特定株式等の異動状況に関する調書	措置法施行規則・別表六(二)	343dat**.txt																																																											
(53) 特定口座年間取引報告書	措置法施行規則・別表七(一)	385dat**.txt																																																											
(54) 非課税口座年間取引報告書・未成年者口座年間取引報告書	措置法施行規則・別表七(三)	387dat**.txt																																																											
法定資料の名称	参考法令	ファイル名																																																											
(55) <u>国外送金等調書</u>	/	350dat**.txt																																																											
(56) <u>国外証券移管等調書</u>	/	373dat**.txt																																																											

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後

改 正 前

5～8 (省 略)

○ レコードの内容及び記録要領
(1)～(6) (省 略)

(7) 【配当等とみなす金額に関する支払調書：362】

項番	項目名	入力文字基準			記録要領
1～22 (省 略)					
23	1株又は出資1口当たりの 資本金等の額から成る部 分の金額	円	半角	3文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。 (注) 令和4年3月31日以前に開始する事業年度及び連結事業年度に係る調書を作成する場合は、「1株又は出資1口当たりの資本金等の額又は連結個別資本金等の額から成る部分の金額」欄として記録してください。
24		銭	半角	3文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。 (注) 令和4年3月31日以前に開始する事業年度及び連結事業年度に係る調書を作成する場合は、「1株又は出資1口当たりの資本金等の額又は連結個別資本金等の額から成る部分の金額」欄として記録してください。
25～39 (省 略)					

(8)～(32) (省 略)

(33) 【給与所得の源泉徴収票：375】

項番	項目名	入力文字基準			記録要領
1～78 (省 略)					
79	住宅借入金等特別控除区分 (1 回目)	半角		2文字	住宅の購入又は増改築の区分により、次の番号を記録してください。 租税特別措置法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録してください。 ただし、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合は、同法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第41条第14項に規定する特別特定取得に該当する場合(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得に該当する場合は、同法同条第13項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第16項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録してください。 また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条の2に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録してください。 複数の住借控除の適用を受ける場合は、1回目の住借控除の適用について記録してください。
80～83 (省 略)					

5～8 (同 左)

○ レコードの内容及び記録要領
(1)～(6) (同 左)

(7) 【配当等とみなす金額に関する支払調書：362】

項番	項目名	入力文字基準			記録要領
1～22 (同 左)					
23	1株又は出資1口当たりの 資本金等の額又は連結個 別資本金等の額から成る 部分の金額	円	半角	3文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。
24		銭	半角	3文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。
25～39 (同 左)					

(8)～(32) (同 左)

(33) 【給与所得の源泉徴収票：375】

項番	項目名	入力文字基準			記録要領
1～78 (同 左)					
79	住宅借入金等特別控除区分 (1 回目)	半角		2文字	住宅の購入又は増改築の区分により、次の番号を記録してください。 租税特別措置法第41条第1項、第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録してください。 ただし、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合は、同法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第41条第14項に規定する特別特定取得に該当する場合は、同法同条第13項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第16項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録してください。 なお、複数の住借控除の適用を受ける場合は、1回目の住借控除の適用について記録してください。
80～83 (同 左)					

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後				改 正 前					
84	住宅借入金等特別控除区分 (2 回目)	半角	2 文字	住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の住借控除の適用について、次の番号を記録してください。 租税特別措置法第 41 条第 1 項又は第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録してください。 ただし、租税特別措置法第 41 条第 5 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 18 項に規定する特定取得に該当する場合は、同法第 41 条第 1 項又は第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項又は第 8 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第 41 条第 14 項に規定する特別特定取得に該当する場合 (新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条第 5 項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第 6 条の 2 第 2 項に規定する特別特例取得に該当する場合を含みます。) は、同法同条第 13 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第 16 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録してください。 また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条の 2 に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第 41 条第 1 項又は第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録してください。	84	住宅借入金等特別控除区分 (2 回目)	半角	2 文字	住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の住借控除の適用について、次の番号を記録してください。 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録してください。 ただし、租税特別措置法第 41 条第 5 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 18 項に規定する特定取得に該当する場合は、同法第 41 条第 1 項又は第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項又は第 8 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第 41 条第 14 項に規定する特別特定取得に該当する場合は、同法同条第 13 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第 16 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録してください。
85～131 (省 略)				85～131 (同 左)					

(34)～(49) (省 略)

(34)～(49) (同 左)

(50) 【上場株式等の配当等の支払を受ける大口の個人株主に関する報告書：389】

※ このレコードの内容及び記録要領は、令和 5 年 10 月 1 日以後に提出する事由が生じた調書について使用する。

(新 設)

項番	項目名	入力文字基準	記録要領	
1	法定資料の種類	半角 3 文字以内	「389」を記録してください。	
2	整理番号 1	半角 10 文字	「整理番号 1 (10 桁の数字)」を記録してください (記録を省略しても差し支えありません)。	
3	本支店等区分番号	半角 5 文字以内	本店及び支店等が個々に提出すべき支払調書を本店等で取りまとめて一括して提出する場合には、本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号 (一連番号、支店番号等) を記録してください。	
4	提出義務者の住所 (居所) 又は所在地	全角 60 文字以内	提出義務者の住所 (居所) 又は所在地を記録してください。	
5	提出義務者の氏名又は名称	全角 30 文字以内	提出義務者の氏名又は名称を記録してください。	
6	提出義務者の電話番号	半角 15 文字以内	提出義務者の電話番号を記録してください。(例)「03-3581-4161」、「03(3581)4161」	
7	整理番号 2	半角 13 文字	「整理番号 2 (13 桁の数字)」を記録してください (記録を省略しても差し支えありません)。	
8	提出者の住所 (居所) 又は所在地	全角 60 文字以内	記録を省略してください。	
9	提出者の氏名又は名称	全角 30 文字以内	記録を省略してください。	
10	訂正表示	半角 1 文字	提出済みの誤りレコードを訂正 (取消しを含みます。) するためのレコードの場合には、「1」、その他の場合には「0」を記録してください。	
11	年分	半角 2 文字	支払の年を和暦で記録してください。なお、元年～9 年については、前にゼロを付加して「01」～「09」のように記録してください。	
12	個人株主に関する情報	住所 (居所)	全角 60 文字以内	個人株主の住所 (居所) を記録してください。
13		国外住所表示	半角 1 文字	個人株主の住所 (居所) が国内である場合には「0」、国外である場合には「1」を記録してください。

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後					改 正 前				
14		氏名	全角	30 文字以内	個人株主の氏名を記録してください。				
15	基準日時点の保有株式又は出資の数	株(口)	半角	10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。なお、項番 16 を記録する場合は、記録を省略してください。				
16	又は金額	円	半角	10 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。なお、項番 15 を記録する場合は、記録を省略してください。				
17	基準日時点の保有割合		半角	5 文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。				
18	基準日	年	半角	2 文字	書面の記載要領に準じて基準日を和暦で記録してください。				
19		月	半角	2 文字	この場合、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で 2 桁を使用することに留意してください。				
20		日	半角	2 文字	(例)「令和 6 年 1 月 1 日 → 06,01,01」				
21	基準日時点の発行済株式又は出資の総数又は総額	株(口)	半角	10 文字以内	基準日時点の発行済株式又は出資の総数を記録してください。なお、項番 22 を記録する場合は、記録を省略してください。				
22		円	半角	10 文字以内	基準日時点の発行済株式又は出資の総額を記録してください。なお、項番 21 を記録する場合は、記録を省略してください。				
23	支払確定日	年	半角	2 文字	支払の確定した日を和暦で記録してください。				
24		月	半角	2 文字	この場合、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で 2 桁を使用することに留意してください。				
25		日	半角	2 文字	(例)「令和 6 年 1 月 1 日 → 06,01,01」				
26	摘要		全角	100 文字以内	その他参考となる事項を記録してください。				
27	提出義務者の法人番号		半角	13 文字	提出義務者の法人番号 (13 桁の数字) を記録してください。				
28	個人株主の個人番号		半角	13 文字	個人株主の個人番号 (12 桁の数字) の前にゼロを付加して「0123456789012」のように記録してください。 (例)「123456789012」 ⇒ 「0123456789012」				

<p>(51) 【上場証券投資信託等の償還金等の支払調書：364】 (表 省 略)</p> <p>(52) 【特定新株予約権の付与に関する調書：342】 (表 省 略)</p> <p>(53) 【特定株式等の異動状況に関する調書：343】 (表 省 略)</p> <p>(54) 【特定口座年間取引報告書：385】 (表 省 略)</p> <p>(55) 【非課税口座年間取引報告書・未成年者口座年間取引報告書：387】 (表 省 略)</p> <p>(56) 【国外送金等調書：350】 (表 省 略)</p> <p>(57) 【国外証券移管等調書：373】 (表 省 略)</p>	<p>(50) 【上場証券投資信託等の償還金等の支払調書：364】 (同 左)</p> <p>(51) 【特定新株予約権の付与に関する調書：342】 (同 左)</p> <p>(52) 【特定株式等の異動状況に関する調書：343】 (同 左)</p> <p>(53) 【特定口座年間取引報告書：385】 (同 左)</p> <p>(54) 【非課税口座年間取引報告書・未成年者口座年間取引報告書：387】 (同 左)</p> <p>(55) 【国外送金等調書：350】 (同 左)</p> <p>(56) 【国外証券移管等調書：373】 (同 左)</p>
--	--